

令和4年12月定例総会議事録

日 時 令和4年12月16日（金） 午前9時30分～午前10時25分

場 所 佐賀市役所 大財別館 4階 4-1・2会議室

出席者 別紙名簿のとおり

次 第 1. 開 会

2. 報 告

第1号 農地法第3条の3届出

第2号 農地法第18条合意解約通知

第3号 使用貸借解約通知

第4号 形状変更届

3. 局長専決処分報告

第1号 農地法第4条による届出

第2号 農地法第5条による届出

4. 議 案

第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

第7号議案 買入協議の適否の判断について

第8号議案 非農地通知について

5. 閉 会

午前 9 時 30 分 開会

○会長

皆さんおはようございます。先ほど佐賀県農業会議の方から全国農業新聞の講読をよろしくということでしたが、私の方からも担い手の方にぜひ講読をお願いしたいと思っておりますので、皆さんの方からもよろしくをお願いしたいと思います。

それでは、本日は今年最後の総会となりました。今までいろんな議案がございました。皆さんの御協力の下、適正な審議を行うことができました。本当にありがとうございました。

さて、今年は年頭からロシアのウクライナ侵攻で、世界的に資材の高騰、物価の高騰ということで、農家の方にも肥料の高騰等で大変な影響がございました。農業新聞を見ましたが、資材が盗まれたとか、いろんな記事が出ていました。今後そういうことがないようにしてもらいたいと思っておりますし、来年こそ良い年であることを望んで、皆さんも体には十分注意してコロナにかからないようにしていただきたいと思っております。

今後も、農業委員会の活動に邁進してもらいたいと思っておりますので、よろしくお祈りします。

それでは、先ほど報告がありましたとおり、本日の出席委員は19名で定足数に達しておりますので、ただいまから佐賀市農業委員会令和4年12月定例総会を開催します。

本日の付議すべき事項としては、報告第1号 農地法第3条の3届出12件、報告第2号 農地法第18条合意解約通知21件、報告第3号 使用貸借解約通知3件、報告第4号 形状変更届1件、局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出3件、局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出3件。

議案としては、第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）1件、第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請13件、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請1件、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請7件、第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転10件、第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定81件、第7号議案 買入協議の適否の判断について1件、第8号議案 非農地通知について11件。

以上となっております。

ここで皆さんに報告します。

現地調査については、南部は12月8日、北部は12月9日に行っております。

また、調査会については、南部が12月12日、北部が12月13日に開催したことを報告します。

なお、会議に入る前にお断りします。議事進行上、発言される場合は挙手をして、議長が

指名してから発言してください。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにしてください。

次に、本日の議事録署名人には、佐賀市農業委員会会議規程第14条第2項の規定に基づき、20番委員の野田悦伸委員、21番委員の藤野委員の両名を指名します。

それでは、今回「常設審議委員会」に意見を求めた議案書18ページ、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番の審議結果について、私から報告いたします。

令和4年12月15日に開催された第81回常設審議委員会において、佐賀市から意見を求めた農地法第5条関係については、「異議なし」として佐賀市農業委員会会長へ回答された。

以上で報告を終わります。

それでは、これより報告事項に入ります。

議案書1ページから3ページまでをお開きください。

報告第1号 農地法第3条の3届出

1～12

○会長

報告第1号 農地法第3条の3届出、報告番号1番から12番までの12件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書4ページから8ページまでをお開きください。

報告第2号 農地法第18条合意解約通知

1～21

○会長

報告第2号 農地法第18条合意解約通知、報告番号1番から21番までの21件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書9ページをお開きください。

報告第3号 使用貸借解約通知

1・2・3

○会長

報告第3号 使用貸借解約通知、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書10ページをお開きください。

報告第4号 形状変更届

1

○会長

報告第4号 形状変更届、報告番号1番について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書11ページをお開きください。

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出

1・2・3

○会長

局長専決処分報告第1号 農地法第4条による届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書12ページをお開きください。

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出

1・2・3

○会長

局長専決処分報告第2号 農地法第5条による届出、報告番号1番から3番までの3件について、御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

意見なしということで、次に進みます。

次に、議案書13ページをお開きください。

第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）

1

○会長

第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）、審議番号1番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第1号議案 取消願（農地法第5条の規定による許可）審議番号1番は、平成31年2月に許可を行った案件で、当時の譲受人が亡くなられて事業の実施が困難になったため、今回、譲受人の相続人及び譲渡人、双方合意の上で、農地法第5条の許可の取消願が提出されたものです。

なお、この案件について、調査会において審議したところ、取消し事由はやむを得ないと判断し、願い出どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

許可は平成31年ということですが、これまでの間は、農地として作られていたのですか。

○会長

事務局お願いします。

○事務局

転用許可後に造成を半分程されて、工事の途中で目的通りの実施ができなくなったということで、半分程度造成されている状況です。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

ということは今、違反転用な状態になっているということですか。

○事務局

許可を受けて、転用の途中ですが、今回取消しをして、取消し願が承認されたら農地に戻し、施設園芸として、農地として利用されると聞いております。

○委員

それは、相続人の方がされるということですか。

○事務局

そうです。

○委員

分かりました。

以上です。

○会長

委員、今の事務局の説明でよろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにごございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、願い出どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、願い出どおり承認することに決定しました。

次に、議案書14ページをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

1・2

○会長

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請、審議番号1番及び2番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番は、贈与の案件、2番は、普通売買の案件です。

各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この2件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

審議番号の2番が普通売買となっていますが、対価一覧表を見ると5,600千円という金額になっていますが、この地域の相場が、この金額ぐらいなのかということの確認をしたいので、お願いします。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

こちらは、案件としましては川副の有明海沿岸道路の収用事業で一部農地が収用にかかってしまったということで、その代替地としてここを取得されるという話のようです。

しかし、金額が宅地並みになっていることの詳細については、地元委員が御存じでしたらお願いします。

○会長

地元委員から説明をもらいますので、よろしくをお願いします。委員、どうぞ。

○委員

それでは、私のお膝元ですので、私の方から申し上げたいと思います。

この案件につきましては、本人さんに尋ねたところ、家の前のハウスが買収にかかるため、その代替地を取得するに当たり、国を含めた三者契約とした上で、売却額の交渉が行われた結果、このような価格になったということで伺っております。

以上でよろしいでしょうか。

○会長

委員、今の説明でよろしいですか。

○委員

はい。

○会長

補償に関わるということで高額な金額になったということでございますので、よろしくお願ひしておきます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番及び2番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書14ページから16ページまでをお開きください。

第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請

3～13

○会長

審議番号3番から13番までの11件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号3番から13番までの11件は普通売買の案件です。

審議番号4番について、申請人は社会福祉法人を運営しており、障がい者の就労支援のための農園として申請地を購入したく、申請されたものです。

このことについて、事務局から、申請人は農地の取得後、野菜を栽培していく予定で、収穫した野菜は、申請人が運営している施設で使用される計画と聞いている旨の説明がありました。

また、審議番号13番は、空き家バンクに付随する農地の案件で、申請人は、空き家バンク制度を利用して富士町に移住し、隣接する農地を取得したく申請されたものです。

このことについて、地元農業委員から、申請人は移住後、自家用野菜を栽培していくと聞いている旨の説明がありました。

なお、各案件については、地元農業委員及び推進委員による現地調査を含め、取得後、全

ての農地を効率的に利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見て問題がないこと、また、面積要件も満たしていることから、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当していないため、許可要件の全てを満たすと判断し、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この11件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この11件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この11件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番から13番までの11件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書17ページ及び18ページをお開きください。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請

1

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

1

○会長

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番を議題とします。

ここで皆さんにお諮りします。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番の2件については、一体的に造成されるものとして申請されたものです。

そこで、この2件については、一括審議、一括採決としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この2件については、一括審議、一括採決とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番の2件は、転用目的が「住宅の敷地拡張」及び「建売分譲住宅」の案件で、一体的に造成されることから、一括審議・一括採決とし、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番については、転用目的が「住宅の敷地拡張」の案件で、申請人は、申請地北側の住宅に居住していますが、隣接地が開発されることに伴い、自宅敷地の一部が開発道路敷きとなるため、その代替地として申請されたものです。

また、農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番については、転用目的が「建売分譲住宅」の案件で、申請地は、上下水道が整備され、住環境が良いことから適地と判断し、申請されたものです。

委員から、4条申請の住宅の駐車場については、既存住宅の東側の敷地を利用できるのではないかとの質問があり、申請人より、既存住宅の東側は、車庫の出入り口になっており、また、物干し場としても利用しているため、この部分については現状のまま利用したい旨の説明がありました。

また、委員から、既存住宅と開発道路との境界について、境界明示のための構造物を設置しないか確認したところ、申請人より、境界には、道路側溝が設置される計画であり、これが境界明示となる旨の回答がありました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、共に「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準も、共に「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この2件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請、審議番号1番及び、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号1番の2件については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書18ページ及び19ページをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

2・3

○会長

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号2番及び3番の2件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号2番は、転用目的が「既存施設の敷地拡張」の農振除外を経た案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請法人の事業エリアの見直しに伴い、現在の事業所敷地では手狭になってきたことに加え、同法人が近隣に所有している検査品倉庫が、有明海沿岸道路の収用により移転を余儀なくされているため、申請地への移転を含め、敷地を拡張したく申請されたものです。

委員より、今回、建物が建設されることで、隣接する道路の見通しが悪くなることから、カーブミラーを設置するなどの安全対策を講じて欲しい旨の意見が出され、申請人より設置する方向で検討したい旨の回答がありました。

また、委員より、申請地内に建設される検査品倉庫の用途についての質問があり、申請人より、個人出荷者向けのビール大麦や小麦の荷受け場所となる旨の説明がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

審議番号3番は、転用目的が「資材置場の敷地拡張」の案件で、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は建設業を営んでいますが、繁忙期においては、建設残土の仮置場用のスペースが十分に確保できていないことなどから、敷地を拡張したく申請されたものです。

委員より、今後、さらに南側へ敷地を拡張する計画があるのかとの質問があり、申請人より、今回の申請地を含めた面積で足りる計画であるため、現時点では拡張するつもりはない

旨の回答がありました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「市街化調整区域内で概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、その区画の面積、形状、傾斜及び土性が高性能農業機械による営農に適するもの」に該当するため、甲種農地ウの（ア）のa。

許可基準は、「既存施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）」に該当するため、甲種農地ウの（イ）のdと決定しております。

以上のことから、この2件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号2番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号2番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号3番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号3番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書19ページから22ページまでをお開きください。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請

4・6・9・10

○会長

審議番号5番、7番、8番を除く審議番号4番から10番までの4件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請、審議番号4番は、転用目的が「既存施設の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行いました。

申請人は、社会福祉事業を営んでいますが、屋外に機能訓練施設を備えていないため、申請地を施設利用者のための屋外機能訓練場として利用したく申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、転用実施の確実性や、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地カの（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

審議番号6番は、転用目的が「資材置場及び事務所兼用住宅」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、建設業を営んでいますが、事務所の移転にあわせ、現在市外に借りている資材置場及び車両置場を移転したく申請されたものです。

委員から、申請地北側水路との境界にある既存の石積について質問したところ、申請人から、申請地は現状のまま使用することを考えているが、転用により周辺農地に影響が出ないように責任をもって対応する旨の回答を得ました。

また、委員から、申請地南側の道路は交通量が多いため、車の出入りの際は十分気をつけてほしい旨の意見があり、申請人から了承する旨の回答を得ました。

その他、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号9番は、転用目的が「一般住宅」の案件で、申請人は、現在、実家に居住していますが、子どもの誕生を機に、住宅の建設を計画し、申請されたものです。

地元農業委員の説明などから、代替性や転用実施の確実性、転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地力の（イ）と決定しております。

審議番号10番は、転用目的が「貸資材置場の敷地拡張」の案件で、委員による現地調査を行い、調査会において申請人説明を求めました。

申請人は、農業の傍ら建設業を営んでいますが、事業拡大に伴い資材置場が手狭になってきたため、申請地を資材置場として拡張し貸し出したく申請されたものです。

委員から、申請地の雨水排水について質問したところ、申請人から、申請地は雨水が一気に流れないように砂利敷で整備し、申請地北側の既存敷地を經由して東側水路に放流する計画である旨の回答がありました。

さらに委員から、排水同意について確認したところ、地元の代表者に対し、排水計画について説明し同意を得ている旨の回答を得ました。

その他、転用実施の確実性や転用面積の必要性、周辺への被害防除計画等について問題ないことを確認し、許可相当と判断しました。

農地区分は、「中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地」に該当するため、第2種農地力の（ア）。

許可基準は、「周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得る」に該当するため、第2種農地カの（イ）と決定しております。

以上のことから、この4件については、申請どおり許可相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、審議番号4番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号4番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号6番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号6番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号9番について質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号9番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、審議番号10番について質疑に入ります。質疑ございませんか。はい、どうぞ。

○委員

今回、資材置場の拡張で出ておりますけれども、土地利用計画図の道路が、よく分からないですけれども、ちょっと狭く感じますが、ここは2 t車ぐらいしか入らないですよ。大型車両が入る道路ですか、その辺をお聞かせ願います。

○会長

はい、事務局お願いします。

○事務局

進入路につきましては、北側の高速道路の側道から入ってくるような形になるんですけど、現在、道路についてはだいたい4 mから6 mぐらいの市道で、その一部が地元自治会が所有する水路になっておりまして、そこに地元の自治会と申請人が協議をされて、蓋つきの道路側溝を既に設置されております。ですので、実際、現段階では4 t車ぐらいしか入らないんですけど、今後の計画としましては、土地利用計画図の17ページの方に、令和4年8月に許可をした通路の拡幅というところがあるんですけど、その南の方に、通路を自分で拡幅して行って、最終的には佐賀市に寄附したいということで計画されているとのことですので、最終的には大型車が入れるような通路に自分で整備をされて、市に寄附されるものと思っております。

以上です。

○会長

はい、どうぞ。

○委員

整備については、申請地のどちらですか。東側ですか、西側ですか。

○事務局

東側です。

○委員

東側の方ですか。

○事務局

はい、東側の通路を拡幅される予定です。

○委員

それはどの辺までですか。

○会長

事務局どうぞ。

○事務局

先ほど説明させていただいた土地利用計画図17ページの通路の一番角のところから南の方に、東側の道を南北に概ね3mぐらい広げていく計画と聞いております。

○委員

分かりました。

以上です。

○会長

委員、今の事務局の方から説明がございましたが、よろしいですか。

○委員

はい。

○会長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、申請どおり許可することに決定しました。

次に、議案書23ページ及び24ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

1・2・3・4・5・6・7・8・9

○会長

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転、審議番号1番から9番までの9件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から9番までの9件：40,293㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この9件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この9件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この9件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から9番までの9件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書24ページ及び25ページをお開きください。

第5号議案 農用地利用集積計画 所有権移転

10

○会長

審議番号10番を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号10番：5,016㎡について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号10番については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書26ページから41ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

1～60

○会長

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定、審議番号1番から60番までの60件を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番から60番までの60件

新規 16件： 141,033㎡

更新 44件： 267,152㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この60件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この60件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この60件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から60番までの60件については、計画どおり承認することに決定しました。

次に、議案書41ページから47ページまでをお開きください。

第6号議案 農用地利用集積計画 利用権設定

61～81

○会長

審議番号61番から81番までの21件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号61番から81番までの21件

新規 4件： 26,915㎡

更新 17件： 102,551㎡

について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているため、計画どおり承認相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この21件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この21件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この21件について、計画どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号61番から81番までの21件については、計画どおり

承認することに決定しました。

次に、議案書48ページをお開きください。

第7号議案 買入協議の適否の判断について

1

○会長

第7号議案 買入協議の適否の判断について、審議番号1番を議題とします。

南部調査会の審査の報告をお願いします。

○南部調査会長

報告します。

審議番号1番について、調査会において審議したところ、農業経営基盤強化促進法第16条第1項の要件を満たしており、買入協議の要請相当として、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この案件について、買入協議の要請を行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番については、買入協議の要請を行うことに決定しました。

次に、議案書49ページから51ページまでをお開きください。

第8号議案 非農地通知について

1～11

○会長

第8号議案 非農地通知について、審議番号1番から11番までの11件を議題とします。

北部調査会の審査の報告をお願いします。

○北部調査会長

報告します。

審議番号1番から11番までの11件について、地元農業委員及び推進委員による現地調査を行い、調査会において審議したところ、申出地は、既に山林・原野化しているため、非農地相当と判断し、総会へ送ることに決定したものです。

以上で報告を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ここで皆さんにお諮りします。

この11件については、一括審議・一括採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、この11件については、一括審議・一括採決を行います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

質疑なしと認め、質疑を終結し、これより採決します。

この11件について、非農地とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、審議番号1番から11番までの11件については、非農地とすることに決定しました。

お諮りします。

佐賀市農業委員会令和4年12月定例総会議事録について、その字句、その他の整理を要するものについては、その整理を農業委員会会長に委任されたいと思いますが、これに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○会長

異議なしと認めます。よって、農業委員会会長に委任することに決定しました。

これをもちまして、本日の議事は全て終了しました。

佐賀市農業委員会令和4年12月定例総会を閉会します。

本日はありがとうございました。

午前10時25分 閉会